

平成 29 年度 山北町農業委員会第 4 回総会 会議録				
召 集 年 月 日	平成 29 年 7 月 25 日 (火)			
召 集 場 所	山北町役場防災対策室			
開 ・ 閉 会 日 時	開会	平成 29 年 7 月 25 日 午後 1 時 30 分		
	閉会	平成 29 年 7 月 25 日 午後 2 時 30 分		
応 (不 応) 招 委 員 及び出席並びに欠席委員 出 席 11 名 欠 席 1 名 (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名	出欠等の別	
	1 番	高杉 光男	○	
	2 番	杉本 正光	○	
	3 番	小瀬 純一	△	
	4 番	小瀬 宏彰	○	
	5 番	岡部 光雄	○	
	6 番	藪田 源一	○	
	7 番	深野 良文	○	
	8 番	遠藤 隆雄	○	
	9 番	青木 敏夫	○	
	10 番	加藤 進	○	
	11 番	岩本 公治	○	
	12 番	関 千代治	○	
会議録署名委員	11 番	岩本 公治	1 番	高杉 光男
出席した事務局	事務局長	事務局員	松田、中戸川	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会 議 経 過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第4回総会会議録

平成29年7月25日

1 開会 関 会 長

2 議事録署名委員 11番 岩本 公治 委員 1番 高杉 光男 委員

3 議案

- 議長 : それでは議案として、農地法第3条の許可申請について、事務局から説明願います。
- 事務局 : 1ページをお願いいたします。議案第4号農地法第3条の許可申請について説明します。対象地は川西字大蔵野 ■■■ の638㎡です。譲受人については既に21.6aの農地を所有しており、下限面積をクリアしています。また、世帯員2名のうち2名が農業に従事する計画です。
- 2ページからが申請書の写しとなります。記載のとおり、贈与による所有権の移転となります。
- 4ページをご覧ください。今回取得する面積を含めたすべての農地でお茶を作付する計画です。また、時期により、世帯員2名に加え臨時雇用労働者を20名加え農作業を行う計画です。
- 続いて6ページですが、農作業への年間従事日数は世帯員を合わせて年間170日であるため、基準の150日を超えています。また、通作距離は約10km、車で18分であり、畑の近くまで道が入っているため、問題ないと思われます。
- 8～12ページが登記事項証明書、公図の写し、位置図、案内図、通作経路図です。
- 13ページが現況写真です。きれいに管理されている状況を確認しました。以上です。
- 議長 : 地元の委員から何かありますか。
- 加藤委員 : 譲受人は以前から一人でお茶を営んでおり、経験、専門的知識は十分にあるため、問題ないと考えられる。
- 議長 : その他なければご承認いただけますでしょうか。
- (異議なしの声) 全員。
- 議長 : 議案第4号については承認されました。
- 議長 : それでは議案として、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。
- 事務局 : 14ページをお願いします。議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。
- 対象地は向原字安洞 ■■■ 番外5筆、合計1643㎡です。権利は賃借権で、新東名高松トンネル工事に係る資材置場とするための転用となります。
- 15～16ページが申請書の写しです。本案件は一時転用となりますが、事業の操業期間が5年間となっております。これについては、本来一時転用が最長3年間であるところ、本事業の公共性等を考慮し、特例として県が最長5年間の一時転用を認めるものです。
- 17～23ページが全部事項証明、23ページが公図の写しです。24～25ページの位置図、案内図で具体的な場所をご確認ください。安洞農道ののぼり口の手前になります。
- 26ページが土地利用計画図です。表土をさらい敷砂利し、さらった表土を申請地

内に仮置きします。本申請は段の畑になっているので、間にスロープを設置します。また、雨水、汚濁水が既存の水路に入らないよう素掘りの側溝を設置し、最終的に沈砂池を設け上水のみを水路に流す計画です。

27～28 ページが現況写真です。7月20日に高杉委員と現地を確認してまいりました。草を刈りよく管理されている状況を確認しました。以上です。

議長 : 現地を見に行った高杉委員から何かありますか。

高杉委員 : 一時転用なので5年後に復元し返還されることとなりますが、譲渡人は現在県外に出ており週に一度戻ってくるかどうかといった状態です。返還後の心配はありますが、本案件については問題ないと思われま。

議長 : その他なければ、申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。
(異議なしの声) 全員

4 報告

議長 : それでは報告事項として、事務局から非農地証明について説明願います。

事務局 : 29 ページをお願いします。

対象地は中川字焼津 [REDACTED]、中川字越田 [REDACTED] で、合計 1054 m²です。10年以上前から山林の状態になっているものです。

35～36 ページのとおり、7月12日に杉本委員と現地を確認して参りました。焼津については35 ページのとおり、山林状態となっており、植わっている木の大きさからも10年以上前からこのような状態になっていることを確認することができました。36 ページの越田ですが、現地にたどり着くことができないため、外観と航空写真で判断することとしました。こちらについても過去の航空写真と現在の航空写真、外観から、10年以上前から山林の状態になっていることを確認することができましたので、この2筆について証明書を発行しました。以上です。

議長 : 地元の委員から何かありますか。

杉本委員 : 事務局の説明のとおりです。

5 その他

議長 : 特になければ、次回の総会は8月25日13時半ということでどうでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : それでは次回総会は8月25日13時半ということでお願いします。

6 閉会

関会長 : これで第4回農業委員会総会を閉会します。(14時30分)